HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	小学校令施行規則第一号表おぼえがき
Author(s)	岡田, 一祐
Citation	国語国文研究, 146, 43-56
Issue Date	2015-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93161
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_146_43-56.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

小学校令施行規則第一号表おぼえがき

岡田一祐

一、はじめに

小学校令施行規則（明治三十三年文部省令第十四号。以下施行規則）は、小学校令（明治三十三年勅令第三百四十四号）の施行規則として、一九〇〇年八月二十一日に布告され、同九月一日と翌四月一日に施行された。

その小学校令施行規則の別表第一号表（以下第一号表という）は、平仮名字体の画一化を敢行したものとして名高いが、かえって検討を受けることが少なかったように思う。しかしながら、明治期の平仮名字体の研究が行われるようになってきた現在、それらの研究成果と比較するためにも、第一号表字体の問題点をあらためて整理することには意義があろう。

施行規則は、審議過程が残されているわけではない。制定にあたっては沢柳政太郎普通学務局長が中心となったとのことであるが、[1]具体的な検討過程は伝えられていない。現行法においてそうであるように、法の解釈にあたっては、立法過程での議論が重要であるが、施行規則のばあいは、状況証拠によってしか推定することはできない。

第一号表の平仮名字体の制定が、それまでの教育で仮名字体の導入に用いられていた「いろは仮名」（いろは歌手本に共通して用いられた仮名字体の称）を部分的に改める形式を取っていることは、岡田（二〇一四a）の指摘するところである。本稿では、この第一号表の形式・内容をめぐる諸問題を整理し、第一号表の字体に関する今後の研究で必要となることがらを考える礎としたい。

二、本文について

第一号表は、小学校で教える文字について定めた施行規則第十六条における具体的な中身として、別表第二号表・第三号表とともに

小学校の教授で用いるべき表記の原則を示している。第一号表において仮名字体を示し、第二号表において字音仮名遣いを、第三号表において使用すべき漢字の範囲を示したものである。第十六条は、第一章「教科及編制」の第一節「教則」にあり、各教科の内容を定めた条文のつぎに来るもので、本条以降、教授内容の時間配分などの具体的な教授に係わる法文となる。

施行規則は、『官報』明治五〇四一号（一九〇〇年八月二十一日）に掲載されたことをもって布告された（公文式第十条）。しかしながら、古田（一九八九：三一五―一六）が指摘するように、翌明治五〇四二号（一九〇〇年八月二十二日）三五〇ページに「正誤」が掲載され、第一号表および第二号表は訂正が加えられている。本文を確定するうえでは、これを考慮せねばならない。さいわい、『法令全書』[2]（明治三十三年）にまとめられたときは、訂正されたかたちをもって収められており、これに拠ることができる。つぎに『法令全書』から、十六条と第一号表（図一）を掲げておく。

第十六条　小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選フヘシ

尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲クル文字ノ範囲内ニ於テ之ヲ選フヘシ

図一　小学校令施行規則別表第一号表（法令全書版）

第一號表

平假名	片假名	平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ	らりるれろ	ラリルレロ
かきくけこ	カキクケコ	わゐうゑを	ワヰウヱヲ
さしすせそ	サシスセソ	ん	ン
たちつてと	タチツテト	がぎぐげご	ガギグゲゴ
なにぬねの	ナニヌネノ	ざじずぜぞ	ザジズゼゾ
はひふへほ	ハヒフヘホ	だぢづでど	ダヂヅデド
まみむめも	マミムメモ	ばびぶべぼ	バビブベボ
やいゆえよ	ヤイユエヨ	ぱぴぷぺぽ	パピプペポ

一見の通り、ごく簡潔な記述である。小学校令及び施行規則の実施にあたって、明治三十三年文部省訓令第十号が発せられている（一九〇〇年八月二十二日）。関係箇所を引用すると次の通りである。

又小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名ノ字体並ニ字音仮名遣ノ例ヲ示シ以テ児童ヲシテ簡便ニ実際ノ応用ニ資シ易カラシメンコトヲ期シ徒ニ複雑繁密ノコトノ為ニ過度ノ心力ヲ費スコトナカラシメ且尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ノ数ヲ凡ソ千二百字内外ニ於テ選用スルコト、セリ従来小学校ニ於ケル教授ノ実況ヲ視ルニ専ラ力ヲ文字ノ教授ニ尽シテ徳育上智育上肝要ナル事項ニ及フ能ハサルノ憾アリ而モ猶文字ノ知識確実ヲ闕キ自在ニ之カ応用ヲ為スヲ得ス蓋学習スル文字ノ数ヲ減シ日常須知ノモノニ限ルトキハ之ニ練熟セシメ易ク従テ応用上ニ於ケル利益却テ多クシテ必要ナル知識技能ヲ得シムルニ於テ亦敢テ不便ヲ感

スルコトナキヲ得ン是レ今回尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ノ大体ノ範囲ヲ示シタル所以ナリ

ここでは、第十六条と異り単に「仮名ノ字体」とあるのみだが、内容に差はなかろう。漢字に対する制限と合わせ、文字教育の負担を軽減するための措置として本条及び第一号表が設けられたということを示している。

三、第一号表の平仮名字体の諸問題

（一）本条の対象について

まず、この規定では尋常・高等の両小学校において用いる字体を定めるものであるから、中学校以上の課程においては適用の対象ではない（中学校令に表記に関する規定はない）と考えるのが普通ではあるが、現在残る中学校の教科書で、平仮名を交えた表記をするものを見るかぎり、中学校用教科書においてもこれに倣ったものと思われる。たとえば、『新撰国文中学読本』（物集高見、金港堂、一八九七）では木版刷りで、異体仮名も多いものが、『中学国文読本』（弘文館、一九〇二）では活字印刷・第一号表に沿った平仮名字体となっている。なお、活字印刷の影響でないことは、『中学教程日本文典』（中等学科教授法研究会、一八九七）において第一号表にない字体を用いていることからも伺えよう。

（二）「仮名及其ノ字体」

この時代の字体ということばの意義には注意が必要である。古来の漢語における意味がそうであるように、字体は、「文字のかたち。文字の形態。文字の格式」（大漢和辞典、三―八一八）とされ、この定義のしかたは字の結構をいう現代の字体概念と隔たるわけではない。しかし、日本語での用例は多く書体と同意に用い、『下学集』序の「吾斯の集を得て自り、一大の天為るを知り、土也の地為るを諳んず。倭字の読む所、漢語の釈く所、者之乎の言端に於ける、烏焉馬の字体に於ける、句読を指して帰を知り、筆授を受けて法を得たり」（訓み下しは高橋・高橋、二〇〇六、一一〇による）などのごとき字の結構を明確に言う例は多くを見出すことが出来ない（鳩野、二〇一〇をも参照）。明治に至っても、『日本消息文典』（藤沢親行、不由書院、一八七四）の「第七課　字体幷字画」で述べられているのは、草書体・行書体・楷書体などのいまでいう書体の別であって、字体のはなしはすこしもされていない。むしろ、字体とあるのは題のみで、本文中にはもっぱら書体とある。これは、小学校令の直前・直後においても変わらないように見える。『各種学級教授法』（与良熊太郎、冨山房、一八九七）においても、「第五十四節　字体ニ就キテ」で述べられるのは書体のことどもであるし、『小学校に於ける今後の日用文及教授法』（芦田恵之助、村上書房、一九〇二）においても「附録四　日用文の字体」とは、書体の謂いである。けっきょく、第十六条において「字体」がなにを意味するかといえば、平仮名・片仮名の両体のことと見るべきであろう。この条文は仮名ということで字体の種類を指し、字体ということで平片の二つを示していたのである。これを支えるものとして、『経理事務用文書例』（近藤融、八木角太郎、一九〇六）が、「乙　公文書ノ字体及書法」という節に

おいて、「公文書ノ字体ハ片仮名ヲ用ヰ決テ平仮名ヲ用フヘカラス」（四ページ）云々とするものがある。また、本条にいう字体について、「平仮名・片仮名・変体仮名」から二体に定めたという同時代の記述がある。全文を引用しよう（大瀬甚太郎・立柄教俊『教授法教科書』金港堂、一九〇三、七六―七七ページ）。

> 仮名字体　仮名字体ニハ、片仮名・平仮名ノ外ニ、数種ノ変体仮名アリ。是等ハ、何レモ目下使用セラレ居ルト雖モ、其ノ最モ広ク行ハルルハ、片仮名・平仮名ノ二種トス。此ノ二体中ニ就キ、或ハ其ノ一ヲ印刷文字トシ、他ノ一ヲ筆記文字トセンコトヲ望ム者アリト雖モ、今ハ二者共ニ、印刷ニモ筆記ニモ使用セラルルガ故ニ、其ノ間ニ軽重ノ別ヲ為シ難シ。故ニ小学校ニ於テハ、片仮名及ビ平仮名ヲ授ケ、変体仮名ハ之ヲ省クコトトシテ、児童ノ負担ノ幾分ヲ減ズルコトヲ図ラザルベカラズ。而シテ片仮名・平仮名ニモ字体ノ一致セザルモノ、又ハ紛ラハシキモノアレバ、文部省ハ、特ニ小学校ニ於テ用フベキ両仮名字体（附録参看）ヲ定メタリ。其ノ趣旨固ヨリ甚ダ善シト雖モ、独リ学校ノミニ行ハレテ、広ク社会ニ行ハレズハ、格別ノ益ナキノミナラズ、却リテ、児童ノ負担ヲ重カラシムルガ如キ弊アランカ。既ニ之ヲ定ム、須ク社会全体ニ行ハシムルノ考案ナカルベカラズ。

すなわち、平・片両体に含まれない字体というものは変体仮名という書体に含まれるということである。ここで興味深いのは、「片仮名・平仮名ニモ字体ノ一致セザルモノ、又ハ紛ラハシキモノア」（七七ページ）りとするところである。なにをもって平仮名とし、なにをもって変体仮名とされていたのかについては、第五節であらためて考察したい。

なお、現代のような意味における字体は、のちに見る帝国教育会国字改良部仮名決議などに見えるが、中心義として定着はしていなかったもののごとくである。

（三）第一号表の意図について

第一号表は、説明としては、平仮名・片仮名の二体とあるだけの簡素なものである。第一号表に対して字のかたちに正誤が発表せられたことをもって、「平仮名の種類の整理だけに目的があったのではなく、字形の整理をも目的としていた」ことがあきらかであるとする。高木は「草書体によって生み出された平仮名とは、そもそもが形状的多様性を内包する文字なのである」（六）とも述べており、種類の整理と字形の整理とは、「形状的多様性」（字形の多様性）を持つゆるやかなまとまりの多様性（種類の多様性）をどちらも整理するということであろう。

しかしながら、本規則の意図は、たんに種類を整理したにとどまらないものである。図二に本規則の第二号表の一部を示す。第二号表においては、「字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ」と条文にあるように、字音仮名遣いの改定を意図したものであるが、そこには字体に関する変更も記されている。抜萃した箇所のうち、「え」・「お」・「そー」に統一されたものを見ると、新定の欄と従来の欄とにおける

字体の異ることが分る。この新定の欄にある字体が第一号表の字体と一致することはあらためて確認するまでもないが、なぜ従来の欄に異る字体を用いるの要があったのであろうか。

この新旧の字体の差は、旧来教えていた仮名を改めて新しいものにしたということの現れである。旧来教えていた平仮名には、おおくの「変体仮名」とされたものを含むものと従来考えられてきたが、このような規定が可能だったことは、平仮名と変体仮名が明確に区別されていたことを示している。平仮名と変体仮名とは実用上区別がないということと、平仮名と変体仮名とを区別するということは、さきも見たように両立しうる。それゆえ、第一号表の意図たる平仮名の統一は、変体仮名の排除と、平仮名字体の画一化という二面から行われたと考えてよいことになる。

図二　小学校令施行規則第二号表から抜萃（法令全書版）

第二號表

従來用ヒ來レル字音假名遣	新定ノ字音假名遣
い（あ行及や行）ゐ	い
う（あ行及わ行）	う
ゑ（あ行及や行）ゑ	え
れ　を	お
か　くわ	か（従來慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ）
が　ぐわ	が
さう　さふ　ろう	そー
ざう　ざふ　ぞう	ぞー

（四）帝国教育会国字改良部仮名調査委員会決議との関係

第一号表の制定にあたって、しばしば示唆される帝国教育会国字改良部仮名調査委員会の決議（以下仮名調査委員会決議）との関連は見ておくべきであろう。仮名調査委員会決議は、施行規則の直前に出されたもので、そのなかでも、とくに七月の決議が第一号表とよく似ている点で関連の有無に興味が持たれる。しかしながら、先行研究では日下部（一九三三）以下、両者が時系列的に近いことをもって、ほとんど同時に言及するのであるが、とくに関係性については触れるものがない。

帝国教育会国字改良部について簡単に触れておく。帝国教育会は、東京の教育関係者を中心に成立した大日本教育会を前身とし、政府の要職者も交えて全国化した組織である。白石（二〇〇七）に示されるように、文部省はおおくの事項を本会に諮問しており、その関係の深さが知られる。この改良部に関しても、政府関係者が係わってはいるが、諮問を受けて組織された形跡はない。国字改良部は、前島密の発案にかかる組織で、加藤弘之や井上哲次郎らが組織した国字改良会を合同して活動した。一八九九年に設置され、部長には前島、幹事には三宅米吉や岡田正美などがなり、「国字国文に関する各種の学説を網羅し諸派の学者に其の意見を諮ひ一派の学説に偏することを避け公平なる調査をな」し、そのうえに「国語改良」を行おうとした（『教育公報』二二九、一八九九、五〇）。具体的には、「仮名字、羅馬字、新字、漢字節減の四部門」を起き、そのほかに「現文字修正」の五部門を立てていずれがよいかおのおの調査すべきものとした（同五一）。実際には、国字改良請願書起草委員会、仮名字・

羅馬字・漢字節減・新字の各調査委員会、歴史編纂部の各部が設けられた（『教育公報』二三二、一九〇〇、一七―二一）。調査委員会は調査部とも呼ばれ一定しない。ここでは調査委員会という言い方に統一する。仮名調査委員会のみ委員長を起き、大槻文彦が就いた。ほかの委員には仮名専用説を唱えた清水卯三郎などがいる。

仮名調査委員会は、設置後、一八九九年十二月・一九〇〇年七月・十月の三回改良案を決議している。それぞれの原案をだれが起草したものか明らかではない。一八九九年十二月の決議は、つぎのごときものであった[3]（『教育公報』二三二、一九〇〇、一八―一九）。

●仮名調査委員会議決

一文をば縦に記すこと〔「こと」原文合字、以下同〕〔横記の説を採らず〕

（少数説）縦行にして右より左へ記しもて行くこと

二片仮名、平仮名幷用すること（其一を廃せず）

三仮名の形に改革を施さず（活字に横広く作るなどは此限りにあらず）

四同音の仮名に数種あるを各一種と限ること（即ち変体仮名を廃すること）左の如し〔図三参照〕

（少数説）但し「が（ママ）」に」を存して、テニハに限りて用ゐる仮名とすること

（少数説）「ゑ」を存して「し」の方を語の中又は末に用ゐる仮名とすること

五「こと」ゟ」也」トモ〔原文合字〕トキ〔原文合字〕」を廃す

（少数説）用ゐるも妨げなしとすること　〔以下五項略〕

十一仮名の中の「お」オ」ゐ」ヰ」ゑ」ヱ」を廃す

（少数説）「お」を存して「を」を廃す

十二濁音の「ぢ」ヂ」づ」ヅ」を廃す（「じ」ず」にて兼ぬ）

〔以下七項略〕

それに対して、一八九九年十二月の原案と審議は、『教育時論』五二九（一八九九、一九）の報道によればつぎのようなものである。

●国字改良仮名部委員会　帝国教育会内に於ける国字改良仮名部委員は、去る十四日委員会を開き、左の原案に就て審議せり。

図三　一八九九年十二月「仮名調査委員会決議」仮名字体抜萃

あいうえを	アイウエヲ
かきくけこ	カキクケコ
さしすせそ	サシスセソ
たちつてと	タチツテト
なにぬねの	ナニヌヂノ
はひふへほ	ハヒフヘホ
まみむめも	マミムメモ
や　ゆ　よ	ヤ　ユ　ヨ
らりるれろ	ラリルレロ
わ	ワ
ん	ン

一、文をば縦に記すこと（横記の説を採らず）
一、片仮名、平仮名並用すること
一、仮名の形に改革を施さず
一、同音の仮名に数種あるを各一種と限ること
　但し「が」「ぢ」「ゐ」「ぜ」「よ」の五字を存して、てにはに限りて用ゐる仮名とすること
　「た」「ら」「し」の三字を存して語の中又は末に用ゐる仮名とすること
一、「こと〔原文合字〕」「ゟ」「ん」「ㇳ」「トモ〔原文合字〕」「トキ〔原文合字〕」を存して用ゐること　〔以下五項略〕
一、仮名四十七字の中阿行の「オ」和行の「ヰ」と「ヱ」を廃す
一、多行濁音の「ヂ」と「ヅ」を廃す　〔以下七項略〕

而して其結果、第二項平仮名は、所謂寺子屋仮名を用る事、第四項ははゞ、ゑはと、ゐはしとし、但書は削除。第五項の「こと〔原文合字〕」「ゟ」等の略字は廃する事〔中略〕等の修正をなせり。

『教育時論』では第四項に一種に限った字体を示していない。『教育公報』・『教育時論』ともに、原案や決議を正確に伝えていると思われないところがあり、内容の食い違いもあるが、伝えられた原案の内容は興味深い。原案で修正された点は、『教育公報』の少数説と対応するところが多いが、それには見えないものも多い。とくに第四項に顕著で、助詞にのみ用いる仮名字体が五種挙げられているが、それは『教育公報』では二種に減っているし、語頭と語中尾の仮名字体とされたものも三種から一種に減っている。第四項における修正は、第二項の修正と関係があるようである。第二項において、「所謂寺子屋仮名」を用いることとされたことによって、第四項の字体の変更が行われたものとみられるが、これはすなわち、第四項で「各一種と限」られた字体は、「所謂寺子屋仮名」ではなかったということである。「所謂寺子屋仮名」とはほかに例を見ないが、寺子屋で教える仮名といえばいろは仮名であるから、それを想定しておくのが穏当であろう（片仮名は議論があったともなかったとも考えられるがはっきりしない）。「た」「ら」「し」の三字を存し」とするただし書きも、これが字体を正しく伝えているならば、原案がいろは仮名でない字体を基礎に置いたものであり、いろは仮名を例外的に併存するものだったことになる。「寺子屋仮名」がいろは仮名であるならば、図三に見えるあきらかにいろは仮名ではないものや、『教育時論』に見えるいろは仮名から非いろは仮名への修正はなぜこれらの字体にされたのか説明ができないが、寺子屋仮名をべつのものと考えるにも、これほど衆知でいろは仮名以上にこの案の字体に一致するものがあるとは思われない。原案の仮名字体一覧としてあったと想定されるものは、それ以前の「かなもじくわいゆきのぶ」とも異るし、委員長の大槻（起草者のひとりであってもふしぎではない）が自身の文法書で実践する字体の使い分けを行うもの（銭谷、二〇一二）とも異なる。それゆえ、どのような編纂意図があったかあきらかではないのだが、これが議論の末に現在使われている仮名にほぼ相当するものになったことは興味深いことである。

一九〇〇年七月の決議では、少数説が全面的に削除され、またいくつかの項目の削除と修正・編輯が行われた（『教育公報』二三八、一九〇〇、一二―一三）。さきに引用した範囲では、第五・十一・十二項が削除されている。十二月の決議の第四項は、七月の決議では第三項になり、図四に示すように改められた。ここでは、「も」の字体が、二本の横棒から一本の横棒へと改められている。「ゐ・ゑ・お」も廃止を取りやめられたので表に復しているが、「ゐ」「ゑ」「を」の三字は本音 wi we wo を写す時にのみ用ふ（「ゐ」「ゑ」「を」の音の既に「い」「え」「お」となれるものはあ行の仮名にて写す）」（同、一二）とされ、表音的仮名遣いはそのままである。

同年十月に、小学校令施行規則を受けて再度決議された（『教育公報』二四〇、一九〇〇、三四）。「文部省字音仮名遣と国字改良部仮名決議と一致せしむべきや否やにつき種々議論をなし結局仮名の字体にて「し」「も（ただし横棒は一本）」を文部省の「し」「も」に一致せし」めた点のみ修正されている（同、三三。図五参照）。このほかは、意見が一致しないとして決議を改めることはしなかった。このののち、同委員会は決議をしていない。「し」に関しては、七月の決議では確認できず、いつ修正したか不明である。

図四　一九〇〇年七月決議

あいうえお
かきくけこ
さしすせそ
たちつてと
なにぬねの
はひふへほ
まみむめも
や　ゆ　よ
らりるれろ
わゐ　ゑを
ん

図五　一九〇〇年十月決議抜萃

アイウエオ
カキクケコ
サシスセソ
タチツテト
ナニヌネノ
ハヒフヘホ
マミムメモ
ヤ　ユ　ヨ
ラリルレロ
ワキ　ヱヲ
ン

「ゐ」「ゑ」

このように同委員会の決議が小学校令施行規則に直接用いられたとはいえないのであるが、しかしながら、先行する、あるいは同時代の仮名字体の画一化案とくらべて顕著に近い存在であることは否定できない。たとえば、かなのくわい雪の部の「ぶんのかきかたにつきて」では図六の字体に画一化することを提唱しているが一致しない[4]。また、同時代に字体の画一化案を具体的に提出したものはない。すなわち、まとまった改革案としてこれらの諸決議は施行規則第一号表の制定にあたってもっとも参考にされた可能性は高い。

（五）第一号表の字体

本表の字体がいろは歌を手本として書写する際の字体をもとにしていることは、ふるく山田（一九三七）が述べるとおりであるが、それは矢田（一九九五）が示すように、いろは歌の書写字体とまったく同じものではない。本稿ではいろは歌の書写字体を江戸期の呼称のひとつを採って「いろは仮名」と呼んでいる。いろは仮名と現代の仮名の相違は、基本的には、「え・お・そ・と」の字体の違いにある。仮名調査委員会決議の影響下にはあろうが、それとは独立に成立したものであり、本表の印刷にあたっては、誤字があって訂正もされているということを考え合わせると、本表の字体そのものに

図六　かなのくわい雪の部「ぶんのかきかたにつきて」

ひらがな

いろはにほへとちりぬる
をわかよたれそつねならむ
うゐのおくやまけふこえて
あさきゆめみしゑひもせす　ん、

かたかな

イロハニホヘトチリヌル
ヲワカヨタレソツネナラ
ムウヰノオクヤマケフコ
エテアサキユメミシヱヒ
モセス　ン、

ついても検討する余地があろう。

第一号表の字体を考えるにあたっては、なぜその字体が用いられたかということもさりながら、どのように印刷されたかということも逸することはできない。第一号表は、『官報』において布告されたのはすでに述べたとおりであるが、高木（二〇一〇、五九）の述べるように、その活字は印刷所の印刷局が自製したものである。この時期の『官報』では、省令などは本文に五号と呼ばれる大きさ（現在のポイントでいう一〇・五ポイントにちかい大きさ）で印刷する。印刷局における五号活字の平仮名は、いくつかの変転を経ている。活字供給会社では、活字の販売にあたって、製造可能な活字の見本を顧客に頒布する習慣があった。それを見本帖といい、とくにある書体におけるある大きさの全活字を示したものを総数見本帖という（明朝体五号活字総数見本帖など）。印刷局は、明治初期には活字を販売しており、見本帖が何点か残されている。ここでは、『活版見本』（紙幣局活版部、一八七七、図七）、『活字紋様見本』（大蔵省印刷局活版部、一八八五、図八）を用いた。それらと照らし合わせると、おおむねいずれかの見本帖に確認できるが、「む・ぎ・げ・ぽ・ネ・ル」は見出すことができない。このうち、「む・ル」に関しては、いつからかは不明であるが、『官報』に見えることから印刷局の活字であることが確認できる[5]（「む」：明治二十二年宮内省達十五号「華族女学校規則」、『官報』明治一八二七号、一八八九年八月一日。図九。「ル」：「公使館及領事館報告」ノウチ「京都綿「フランネル」ノ沙市商人批評」『官報』明治四九七八号、一九〇〇年二月八日。図十）。また、「ぎ・げ・ぽ」に関しては、築地活版製造所が一八七三年ごろから九七年ごろにかけて製造・販売していた五号活字をそのまま使ったものである（図十一）。「ネ」については、見本帖では「子」のかたちしかなく、比較することができない。『官報』では、「ル」と同一の記事に、施行規則布告以前の用例を見出すことができる。

いずれにせよ、印刷局の活字をほぼそのまま用いて印刷した結果が『官報』明治五〇四一号の版面であったということができる。『官報』初出時のものを図十二に、正誤を図十三に示す。ここでは、第一号表と第二号表での「と・ゐ・し（じ）・ヰ」のかたちが正しくなかったというものである。正誤が出されたのは、印刷局の活字が文部省の意図した形ではなかったがためであろう。正誤は、六号活字

図七　『活版見本』（紙幣局活版部）

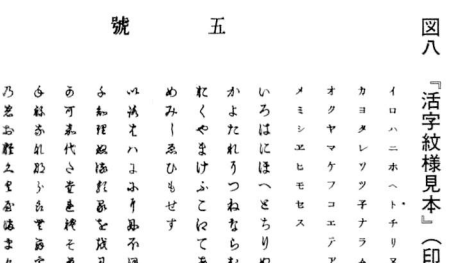

図八　『活字紋様見本』（印刷局活版部）

で印刷され、「と・る・ヰ」に関しては築地活版製造所の活字を用い、「し（じ）」については既存の活字から初画の点を除いたものを用いているようである。正誤で出されたかたちと、『法令全書』で出されたかたちは、おおむね同じかたちのように見られるが、ただ正誤は六号大（現在の八ポイント）であるために、正誤と同じ活字を使うことはできず、このために特別にあつらえた活字を用いているようである。とくに「と」においては形が異り、築地活版六号平仮名では「と」は一画めの終筆から筆を回転させて二画めに入るように描かれているが、『法令全書』の活字では一画めと二画めが明白に分かれて描かれている。これは、印刷局が第一号表に合わせた活字を新製するにあたって「と」に合わせて作られたものを、文部省の指示なく改めたものと考えられ、はからずも訂正の字体が適切な字体を示すに不十分であったことを伝える。

第一号表に新定された字体が定められた経緯をあきらかにする材料は、いまのところないが、社会的に普通だった仮名字体を選んだだけのものとは言いがたい。そもそも大瀬・立柄の引用が示すように平仮名とは同じように用いられる複数の字体の存在を許し、いずれも社会的に普通であったと考えられるのだから、そこからひとつにする作業は、なんの選択を伴わないものであるはずもない。じっさい、施行規則実施以前から平仮名字体の画一化を行っていた『帝国文学』においても、旧来の「と」を用いていたのを、施行規則布告後、それにあわせた活字に変更している。

けっきょく、第一号表の字体は、抵抗なく受け入れられるものであったこともまた否定し得ないが、「よいものの選別」や「自然の成

右上から図九「む」、図十「ネル」

む　ネル

図十一　築地活版製造所「五号明朝活字書体見本」（明治二十七年）

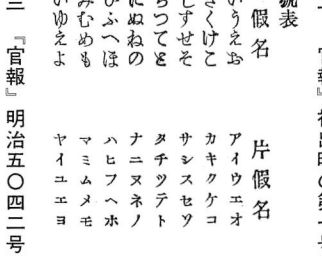

図十二　『官報』初出時の第一号表（『官報』明治五〇四一号）

第一號表

平假名	片假名	平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ	らりるれろ	ラリルレロ
かきくけこ	カキクケコ	わゐうゑを	ワ井ウヱヲ
さしすせそ	サシスセソ	ん	ン
たちつてと	タチツテト	がぎぐげご	ガギグゲゴ
なにぬねの	ナニヌネノ	ざじずぜぞ	ザジズゼゾ
はひふへほ	ハヒフヘホ	だぢづでど	ダヂヅデド
まみむめも	マミムメモ	ばびぶべぼ	バビブベボ
やいゆえよ	ヤイユエヨ	ぱぴぷぺぽ	パピプペポ

図十三　『官報』明治五〇四二号正誤

又第一號表第二號表

り行き」でできあがったものでもないことになる。抵抗のなさは、すでに小学校で用いられていた平仮名字体を中心としていたことによる。すなわち、いろは仮名を中心に構成しており、いろは仮名を置き換えたものも平仮名として常用されるものであったために（そして平仮名の異体の多さに対する批判がひろく共有されるようになっていたがために）、抵抗もなく受け入れられたと考えられるのである。それだけに、どのような選別の意識が働いたのかあきらかとなれば興味深いことと考えるが、いまは保留とせざるを得ない。

（六）　第一号表のその後

第一号表は、施行規則十六条・別表第二号表・第三号表とともに明治四十一年文部省令第二十六号をもって廃止され、変体仮名の教育が再開された。しかしながら、施行規則以前の「野放図」な字体の状況に戻ったわけではなく、かなり制限されたものだったことは、巣山（二〇一二）に詳しい。ここでは、第一号表等廃止の趣旨を説明した明治四十一年文部省訓令第十号を一部引用するに留める。

今般文部省令第二十六号ヲ以テ小学校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘ小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除セリ

仮名ハ大体ニ於テ従来ノ規定ニ依ルヲ適当ト認ムルモ尚普通ニ行ハル、変体仮名ヲ加ヘ授タルノ必要アリ（後略）

（七）　坊間の翻刻

小学校令及びその施行規則は初等教育関係者にとって重要であっ

たから、各地で翻刻された。その翻刻では、第一号表がかならずしも法令と同じようには印刷されなかった。このことについては、高木（二〇一〇）をはじめ、巣山（二〇一二）、斎藤（二〇一四）が独立に研究している。これらの論文では、ひとしく字体に対する意識にこの誤謬の原因を求めており、それじたい否むべくもない。しかしながら、これらの誤謬がなにを示唆するかという点で、高木（二〇一〇、五九）は、「字形の固定化が現代的なレベルで　根付くまでには至っていないことを意味」するとし、巣山（二〇一二、二七）では、「小学校令施行規則における第一号表に対する世間の理解は、「仮名字体の統一」というよりも、寧ろ字母の異なる仮名を廃するもの、つまり「変体仮名の廃止」と言った方が実態に沿う」もの、斎藤（二〇一四、三〇）では、「いろは歌を書く際の標準字体の意識――「いろはかな」の字体意識と同等のもの――の混在があった」ものとされ、各様の考え方がある。

ここでは、坊間の翻刻を論ずることの価値について考えたい。高木（二〇一〇）はとくに触れるところがないが、巣山（二〇一二、二四）は、「仮名字体の統一は世論に後押しされて定められたものであるが、それが民間に浸透するにはやはりある程度の時間がかかった」ことを示すものとして捉え、斎藤（二〇一四、二〇）は、「第一号表の誤植は、異なる地域において共通した仮名に生じている面が見られる」ところから、「共通した背景が存在する」ものと捉えている。しかし、これらは高木（二〇一〇）が活字の製造元を比定しているところからも分るとおり、すべて東京の活字製造業者が原型を作った活字による印刷であって、いちがいに意識の不行き届きゆえとも言いきれない。さきに触れたように、『官報』や『法令全書』の印刷にあたっては、大蔵省印刷局が自己の鋳造する活字を用いて印刷している。それでも誤りがあって訂正され、最終的な『法令全書』の印刷にあたっては、活字を作り直して印刷に臨んでいるわけである。これを考えれば、たとえ地域が異っていても、おなじような活字を使ううえは、おなじような印刷結果になるのは当然である。まいて、正誤がどれだけ確実に伝わったかと考えれば、ありあわせの活字で印刷業者が印刷をし、結果として誤りがあっても、驚くには値しない。それは、第一号表の意図が伝わらなかった点において、巣山（二〇一二、二四）の述べるように「仮名字体の統一を目指す上で極めて重大な失敗」なのではあろう。しかしながら、それだけでは、字体に頓着しないひとびとが出版をしたというにすぎない。第一号表は、暗に「社会全体の仮名字体の統一」を目指していたかもしれないけれども、形式としてはあくまで小学校、あるいは公教育のなかに収まるものにすぎないのである。そもそも、本令及び本規則は小学校行政に関する最新の法令であって、人員配置、必要設備等々の最低限が示されるものとして、むしろそのようなひとびとに必要とされて出版されたものと思われる。もちろん、第一号表も重要な一部には違いないけれども、これに係わるのは新設された国語教科くらいであって、不十分な正誤が出るほどの重視されなかった表が正確に翻刻されるなど期待しようもないと考えるほうが自然である。けっきょくは、その当時の通例、またその印刷所の印刷水準を確認することなく、翻刻の誤りを数え上げてもあまり確かなことは分らない。

それでもなお、文部省の検定官のようにわずかな差にまで気がつくひとは圧倒的少数で、かなりの層は字体に無頓着だったということが分るのは、意義のあることである。この十年後に異体仮名の教育が復活し、そして自然消滅していったのも、けっきょくは、かれらの動向を反映したものであろうから。

四、おわりに

本稿では、小学校令施行規則別表第一号表の平仮名字体にまつわる問題点を整理してきた。具体的には、本表の本文はなにに拠るべきかということ、本表が小学校にとどまらない影響を有していたこと、変体仮名の排除と平仮名字体の画一化の二面から平仮名の統一が行われたということ、帝国教育会国字改良部仮名調査委員会決議との関連がつよく示唆されること、本表の字体が印刷所の活字に影響を受けていることを見てきた。これらのことがらは、明治期の平仮名史のなかに本表をどのように位置づけるかという問いへの答えと近づく足がかりとなるものと考える。

第一号表の検討から問題となるのは、当時平仮名とはいったいどんな存在であったかということである。山内（二〇一一）の示唆するごとく、平仮名ということばは、かつていろは仮名と同じものを指していたと考えられるが、本稿に検討したところでは、明治期には単純にいろは仮名と同じものとは言いがたい。それを検討することは、本表の位置づけを考えるうえで今後求められるように思う。

注

（1）沢柳政太郎「三十三年　小学校令の改正　樺山文相時代」『教育五十年史』民友社、一九二二、二〇一ページ。

（2）『法令全書』は、一八八九年に創刊され、『官報』で公布された法令を集成するものである。『官報』の編にあたる機関が発行に当たっており、『官報』と同等の権威を持つ。『法令全書』と『官報』の内容に齟齬のあるばあいは、『官報』のほうが正文とされるが、『官報』は正誤で訂正されることも多く、実用上どちらも見るに如くはない。

（3）日下部（一九三三、正、二七三）で同決議を紹介したものには、なにを見たものか不明ではあるが、第四項少数説を「「ゞ」「ょ」ヲ存シテ…」とする。

（4）「ぶんのかきかたにつきて」『文学博士三宅米吉著述集』上、文学博士三宅米吉著述集刊行会、一九二九による。なお、岡田（二〇一四b）によれば、これは「ぶんのかきかたにつきて」『かなのまなび』六（一八八二）と「ぶんのかきかた」『かなのまなび』十（一八八四）の記事と合わせたものである。本稿に引用した箇所は「ぶんのかきかた」で示されたものである。

（5）なお、「む」の活字に関しては、築地活版製造所の五号活字とかたちがよく似ており、築地活版の活字をもとに印刷局で手直しを加えたものとも考えられる。

文献

岡田一祐（二〇一四a）「明治期のいろは仮名」『国語文字史の研究十四』和泉書院

岡田一祐（二〇一四b）「明治検定期読本における平仮名字体」『日本語の研究』一〇―四

日下部重太郎（一九三三）『現代国語思潮』正続、中文館書店

斎藤達哉（二〇一四）「平仮名字体の新旧　改正小学校令施行規則と一八九四年の「いろはかな」」『国語研究』七七

白石崇人（二〇〇七）「大日本教育会および帝国教育会に対する文部省諮問」梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会

巣山優希（二〇一二）「明治期国語施策と表記　仮名字体の統一について」『香椎潟』五八

銭谷真人（二〇一二）「『言海』における仮名字体および仮名文字遣い」『日本語学研究と資料』三五

高木維（二〇一〇）『平仮名の淘汰・収斂の研究　手書き字における平仮名の多様性と活字の影響』北海道大学大学院博士論文

高橋忠彦・高橋久子（二〇〇六）『日本の古辞書　序文・跋文を読む』大修館書店

鳩野恵介（二〇一一）「「字体」再考」『漢字文化研究』一

古田東朔（一九八九）「明治以降の国字問題の展開」佐藤喜代治編『漢字と国語問題』明治書院。『古田東朔近現代日本語生成史コレクション』巻四、くろしお出版、二〇一〇

矢田勉（一九九五）「いろは歌書写の平仮名字体」『国語と国文学』七二―一二。「平仮名書きいろは歌の成立と展開」『国語文字・表記史の研究』汲古書院

山内洋一郎（二〇一一）「ことば「平仮名」の出現と仮名手本」『国語国文』八〇―二

山田孝雄（一九三七）『国語史　文字篇』刀江書院

（おかだ　かずひろ・北海道大学大学院専門研究員）